

令和 5 年 6 月 28 日現在

機関番号：32689

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2018～2022

課題番号：18K01733

研究課題名（和文）外国人名義、国籍の不正利用阻止を目的とする民国期中国の税制、司法制度改革

研究課題名（英文）Reform of Taxation and Legal System in Republican China for prohibiting pseudo foreigners' name and nationality

研究代表者

本野 英一（Motono, Eiichi）

早稲田大学・政治経済学術院・教授

研究者番号：20183973

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,400,000円

研究成果の概要（和文）： 今回の研究は、辛亥革命直後から日中戦争前夜にかけて、主として上海共同租界を中心に、在華英米企業と中国企業との間で起こった取引契約紛争、とりわけ債権回収の対称性がどこまで実現したのかを、英米両国の領事報告に残された裁判記録を用いて検証した。清末まで、中国企業側が債権者、在華英米企業側が債務者となった紛争は、必ず中国企業が勝訴し、逆の場合、在華英米企業は中国側からの債権回収に成功するとは限らなかった。

在華英米企業側は、辛亥革命後、上海共同租界の会審公廨あるいは他の条約港での領事と地方官の権限を強化して中国側債務者からの債権回収を試みたが、その効果は1914年までしか続かなかった。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究は、一九世紀後半から日中戦争前夜にかけて中国で事業活動を展開していた外国企業と、彼らと雇用取引・共同出資関係を持っていた中国人との間で、対等な立場での契約履行が成立していたのかを検証した。その結果、仮に在華外国企業が債務者、中国企業が債権者となって紛争が起きた場合は、必ず中国側債権者が勝訴するが、外国企業側が債権者、中国側が債務者という紛争では、常に債権が回収されるとは限らなかった。その理由は、その理由は、中国側債務者が商事裁判を審理した裁判所の判決に忠実に従おうとしなかったからで、この構造が現在も引き継がれている可能性が濃厚であることを示唆することができた。

研究成果の概要（英文）： My research is an attempt to reveal how far the UK and US firms succeeded in improving the unsymmetrical structure for collecting debt in commercial disputes with Chinese firms. While in the commercial disputes in which Chinese firms were creditors, the UK and the US firms were always ordered to pay the debt, the UK and the US firms were not always succeeded in collecting the debt from Chinese firms until the end of the Qing dynasty.

In the Republican period, the UK and the US firms tried to collect the debt from Chinese firms by strengthening the function of the Shanghai Mixed Court or their consuls and local bureaucrats in other treaty ports, their effect lasted only until 1914.

研究分野：経済史

キーワード： 渉外民事訴訟 契約不履行 商事裁判 上海会審衙門 地方審判庁

## 1. 研究開始当初の背景

研究予算受給者は、明王朝以降の中国には、海外市場との経済交流を深めると、その国家体制が崩壊される必然性があると考えており、その客観的理由を実証することを研究の究極の目的としている。このような特徴は、12世紀から13世紀にかけて契丹、女真そしてモンゴルという騎馬民族による侵略と征服過程で中国大陸から膨大な銀地金と銅銭が西アジアや東南アジア、日本に流出したことがきっかけである。その結果中国は、14世紀以降、国家体制を安定させようとする、国内経済を極度に統制せざるを得なくなった。この体制に耐えかね、国内経済を活性化させようとする、貨幣素材の供給を海外に依存せざるを得なくなる。そのため門戸を開いて大量の貨幣素材を海外から流入させ、商品経済が発達すると、中国の社会経済基盤が崩壊され、国家体制が動揺してしまう。こうして中国は、50年から70年の周期で、海外に門戸を開いた繁栄期と動乱期が繰り返される周期を繰り返すようになって現在に到っている。

この周期的変化は、明王朝が建国当初からの海禁体制を事実上解除した1567年から始まった。この時の繁栄期は、それからほぼ70年後の1644年に明王朝が滅ぶことで終わった。中国が王朝交代の動乱を終息させ、再び海外に門戸を開いたのは、清朝雍正帝時代の1721年からであるが、それからほぼ70年後の1795年以降、中国は環境難民が白蓮教徒の乱勃発、19世紀前半期の時期を並行して起きていたイギリス率いる西洋列強との二度の戦争、そしてこの戦争とほぼ時期を同じくして起こっていた太平天国と捻軍の内乱鎮圧に象徴される動乱期に陥った。

この内乱が鎮圧され、西洋列強との戦争は治外法権態勢の樹立で解決が図られた1865年から1937年の日中戦争勃発までのほぼ70年間、中国は先進資本主義諸国との経済交流を深めることになった。その結果、中国の国家体制、社会経済構造は、今なお完全に解決克服できていない矛盾に苦しめられることになった。すなわち、儒教理念に基づく国家体制再建のためには、中国は先進資本主義諸国から貨幣素材だけでなく、資本主義経済を支える制度一般を導入しなければならない。この作業は当時、「洋務」と呼ばれていた。しかし、資本主義経済を支える制度を導入（「洋務」）すれば、今度は儒教思想に基づく国家体制秩序を崩壊することになる。これは、20世紀中期に「同治中興（1862～1874）」を体系的に検討したアメリカの歴史研究者、メアリー・クラボア・ライトがその主著の中で指摘した矛盾であるが、申請者は、この矛盾が清末だけでなく日中戦争勃発期に到るまで根本的に解決克服されなかったと考える。そして、この矛盾は「同治中興」期だけどころか、その後も続いていたが、日中戦争から毛沢東時代に到るまでの戦乱と恐怖政治の時代に忘れ去られてしまっただけだと考えている。

この宿命的な矛盾は、1979年からの「対外開放」体制期にも、形を変えて復活した。これを放置しておく、中国は遅くとも2049年までに次の動乱期が必ず起きることになる。そこで、1865年から1937年までの間の時期の対外経済関係で何が起きていたのかを解明し、これからの中国で何が起るかを予測する手掛かりにしようというのが、研究予算受給者の基本的な研究構想である。

それでは、1865年から1937年までの間の時期において、「洋務」は如何にして儒教理念に基づく国家体制基盤を崩壊させたのか。研究予算受給者は、「洋務」に明るい中国人が、自らの生命財産保護手段として利用するために、在華外国人、企業の事業活動に協力することによって発生したと考えている。問題なのは、自分たちの事業活動に様々な形で協力する中国人の思惑がどこにあるのかを悟った在華外国人、企業側がこれに対してどのような対抗措置をとったのか、である。具体的には、主に上海共同租界内に拠点を置く在華イギリス・アメリカ、日本企業の資産、もしくは治外法権制度を自分たちの生命財産保護手段に利用する目的で彼らの事業活動に協力する中国人の行動が、どのような形でイギリス、アメリカ側の対中国政策に影響を及ぼし、それが逆に中国側の体制変革を余儀なくさせていたのかを明らかにすることである。

研究予算受給者は、その具体的主題として、在華外国企業の名義を利用することで海外市場向け輸出農産物購入に際して、一般の中国商人なら必ず納入が義務づけられる釐金より遙かに低い従価5%の関税のさらに半分の子口半税納入証明書を利用すること、あるいは在華イギリス企業として登記された企業の株式のみに適用される有限責任制度が重要な意味をもっていただけでなく、輸入商品取引の場合、西洋企業製人気消費財を模造した日本企業製消費財の輸入も、在華外国企業の事業活動に協力する中国企業にとっては重要な意味を持っていたことを明らかにしてきた。

中国人企業が、輸出子口半税特権、株主の有限責任制、あるいは日本製模造商品の輸入取引を利用するのを見た在華イギリス、アメリカ、日本企業と彼らの政府は、中国企業に勝手な真似をさせないよう、清朝政府から国民政府に至る歴代中国政府に対して対策を迫った。歴代中国政府側が対応を迫ると共に、イギリス、アメリカ、日本政府もそれぞれの利害関係から対照的な態度を迫ることになった。これが、特に義和団事変以後の中国の対外経済関係を複雑にする原因となった。研究予算受給者は、特に義和団事変以降から日中戦争期にかけての中国とイギリス、アメリカ、日本との経済関係の複雑性を具体的に明らかにすることに力点を置いてきた。

この研究に先立ち、商標権侵害紛争を事例にとりあげ、消費財市場での覇権をめぐる息のかかった華僑を通じて西洋企業製消費財の模造商品を販売する関西日本製業者の行動と、彼ら

に既得権益を奪われまいとして、同様に中国企業、中国政府官僚を動かす在华イギリス企業、イギリス政府外交官の対立を扱った研究を行い、これは、来年3月までに単著として早稲田大学出版部から出版されることが決定した。この研究は、それに引き続く研究で、在华イギリス、アメリカ企業が、自分たち事業活動に協力していた中国人、企業との間で如何なる相互依存関係を持っていたのか。これがどのように変質していたのかを、両者の商事契約履行をめぐる商事裁判記録を読み抜くことで明らかにしようとした研究であった。

在华イギリス、アメリカ、日本企業と彼らの事業活動に協力する中国人との相互依存、相互応酬に関する史料は、イギリス、アメリカ、日本、台湾の公文書館に大量に存在しているが、従来、全く注目されて来なかった。研究予算受給者は、これを可能な限り入手し、この時代の在华イギリス、アメリカ、日本企業と彼らの事業活動に協力する中国人との具体的関係を明らかにすれば、現在の中国で起きている何が問題となっており、これからの中国の動向を予測できると確信している。

## 2. 研究の目的

今回の研究は、研究予算受給者が従来の研究を行う上で偶然見つけた主題を発展させたものである。内乱鎮圧と治外法権制度が確立して以降、顕著な現象は、地方政府官僚や債権者の追求を逃れるために全財産を持って上海共同租界に移住し、在华イギリス、アメリカ人法律事務所の名義を利用して上海共同租界内の土地不動産を取得する裕福な中国人とその一家眷属を、在华イギリス、アメリカ企業がどのように扱い、彼らが思い描いていた、治外法権制度を自分たちの財産保護手段として利用しようという魂胆をそのまま許していたのか、という問題であった。申請者のこれまでの研究成果によって明らかになっていたことは、在华イギリス、アメリカ企業と中国人、企業の間で商業取引契約履行をめぐる裁判が起こり、上海共同租界内の会審公廨に持ち込まれた時、中国人、企業が債権者の立場になり、在华イギリス、アメリカ企業の側が債務者の立場となった場合は、いかなる事情があろうと原告側勝訴になり、在华イギリス、アメリカ企業は判決に従わざるを得なかった。対照的に、在华イギリス、アメリカ企業が債権者になり、中国人、中国企業側が債務者の立場に置かれた商事裁判の場合、判決は決まって原告側勝訴となったが、その判決が必ずしも字義通り履行されるとは限らなかった。その理由は、会審公廨の判決を履行することを委託された中国側の地方裁判所(地方審判庁)の判決執行能力がはなはだあやふやだったからである。

辛亥革命以降、在华イギリス、アメリカ政府率いる上海列国領事団は、こうした司法制度上の欠陥を是正しようと思銭苦闘した。しかし、彼らは日中戦争期にいたるまで、遂にこの是正に成功しなかった。この教訓から、研究予算受給者は、中国が在华外国企業と中国人、企業との間で対等な立場での商業取引契約の履行が保障されることがなぜ困難であったかを究明し、現在もこれと同じ問題が形を変えて復活しているのではないかとすることを検証する手掛かりにしようと考えた。

## 3. 研究の方法

イギリス国立公文書館(The National Archives)とアメリカ国立公文書館(National Archives and Record Administration II)で入手した未公開領事報告に含まれている商事裁判関係文書を、中国語新聞、公文書、同じく中国で刊行されていた英字新聞掲載記事などと付き合わせることで、在华イギリス、アメリカ企業の資産を自分たちの資産保護手段に利用するために彼らの事業活動に協力する中国商人、中国企業出資経営者の行動パターンを明らかにした。これによって、一九世紀後半から日中戦争、在华英米企業と中国企業との間の取引契約不履行をめぐる上海会審公廨並びに全国各地の地方審判庁、高等審判庁に代表される裁判制度機能が、中国側有利から英米側有利の判決を下し、それを忠実に執行する機関に変わる過程と同時に、債務者=被告とされた中国商人側の抵抗がひどくなり、遂には商事裁判所として機能しなくなっていく過程を明らかにした。この研究期間中に、南京国民政府成立期までの過程は明らかにすることができた。

## 4. 研究成果

研究予算を用いてロンドン、メリーランドで入手したイギリス、アメリカ両国政府領事報告はあらかた読破し、その成果は以下のような形で世に問いてある。

〔雑誌論文〕\_計2件(うち査読付論文2件/オープンアクセス1件)\_

"The import sales contract system in Shanghai 1903-1918, with special reference to US-Chinese commercial disputes" *International Journal of Asian Studies*, Volume 17 Issue 2, July 2020 pp. 145-161. <https://www.cambridge.org/core/journals/international-journal-of-asian-studies/article/import-sales-contract-system-in-shanghai-19031918-with-special-reference-to-uschinese-commercial-disputes/951A4596688660E6C7C659D049D5D812>

「清末民国初期の中英雇用・取引契約関係 上海共同租界を中心に」(『歴史と経済』258号、2023年1月) 34-50頁。

〔学会発表〕\_計2件(うち招待講演1件)\_

・「1920年代の華洋商業紛争処理問題 上海会審衙門の債権回収機能低下を中心に」(京

都大学人文科学研究所附属現代中国研究センター「近現代中国の制度とモデル班」例会報告、2020年6月12日)

- ・「清末民初英中取引契約紛争処理の変遷、1908～1927 『酌定華洋訴訟辦法』(1913)の効力衰退を中心にー」(社会経済史学会第91回全国大会自由論題報告、神奈川県・横浜国立大学合同開催、オンライン 2022年4月30日)

この二つの学会報告は、今年度中に英文論文にまとめて、海外の査読雑誌に投稿する予定である。また、上海会審衙門が国民政府に返還されてから、日中戦争が勃発する1937年までの間で何が起きていたのかについては、年末に京都大学人文科学研究所附属現代中国研究センター「近現代中国の制度とモデル班」例会で報告することになっている。いずれも既発表の論文と合わせて、英文の独立単著とする予定。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計2件（うち査読付論文 2件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 2件）

1. 著者名 Eiichi Motono	4. 巻 Volume 17
2. 論文標題 The import sales contract system in Shanghai 1903-1918, with special reference to US-Chinese commercial disputes	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 International Journal of Asian Studies	6. 最初と最後の頁 145-161
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.1017/S147959142000025X	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 本野英一	4. 巻 258
2. 論文標題 清末民国初期の中英雇用・取引契約関係 上海共同租界を中心に	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 歴史と経済	6. 最初と最後の頁 34-50
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

〔学会発表〕 計2件（うち招待講演 1件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 本野英一
2. 発表標題 清末民初英中取引契約紛争処理の変遷、1908-1927 「酌定華洋訴訟弁法」（1913）の効力衰退を中心に-
3. 学会等名 社会経済史学会第91回全国大会
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 本野英一
2. 発表標題 1920年代の華洋商業紛争処理問題 上海会審衙門の債権回収機能低下を中心に-
3. 学会等名 京都大学人文科学研究所附属現代中国研究センター「近現代中国の制度とモデル班」例会報告（招待講演）
4. 発表年 2020年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------